

特定労務管理対象機関の指定要件の審査表(1)

B水準:特定地域医療提供機関

B水準・・・地域医療提供体制の確保の観点から、必要とされる機能を果たすために、自院において、時間外・休日労働時間が年960時間を超える場合に設けられた水準

No.	指定要件	富山大学附属病院	厚生連高岡病院
	【次の①～④のいずれかに該当】 ※次のいずれかの業務のため、年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない		
1	①医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所	—	○
	②医療計画において二次救急医療機関と位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの a) 年間の救急車の受入件数が1000件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること b) 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること ※ 指定を受ける前年1月～12月の実績を基本とする。	○ ・ 2次救急医療機関 ・ 年間の救急車の受入件数 2,258件 ・ がん(地域がん診療連携拠点病院) ・ 脳卒中(急性期対応) ・ 心血管疾患(急性期対応) ・ 糖尿病(専門治療・急性期対応) ・ 精神疾患(救急対応・児童精神) ・ 周産期(地域周産期母子医療センター) ・ 小児(高度専門医療) ・ 災害(災害拠点病院)	—
	③居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所については、居宅等における医療の提供に係る業務がある	—	—
	④地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所については、当該機能に係る業務がある	—	—
2	・ 労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものである。 ・ 医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されている。	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より
3	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている。	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より	○ 医療機関勤務環境評価センター結果より
4	労働法制にかかる違反、その他の措置がない。(過去1年間)	○ 労働基準監督署に確認	○ 労働基準監督署に確認
5	医療機関勤務環境評価センターを受審した評価結果	○ 【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	○ 【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
	適用予定診療科等	第一外科、脳神経外科、整形外科、災害・救命センター、集中治療部	心臓血管外科

【審議会意見(案)】

医療計画との整合性や地域医療提供体制の確保の観点から、必要とされる機能を果たすため、両院ともに医師の長時間労働を前提とせざるを得ない。